住民税のしくみ

住民税を納める人（納税義務者）

○個人の住民税の納税義務者は次のとおりです。

納税義務者＼納める税	均等割	所得割
市町村内に住所がある人	○	○
その市町村内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷のある人	○	

住民税が課税されない人

○均等割も所得割もかからない人

(ア)前年中に所得がなかった人

(イ)生活保護法によって生活扶助を受けている人

(ウ)障害者、未成年者、老年者又は寡婦で前年中の所得金額が百万円以下（給与所得者の年収に直すと百六十六万八千円未満）であった人

○均等割がかからない人

(ア)前年中の所得金額が、二十四万八千円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額以下の人

(イ)夫婦が同じ町内に住んでいて、夫が均等割を納税しているときのその妻

○所得割がかからない人

前年中の所得金額が、三十一万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額にさらに九万円を加算した金額）以下の人。

均等割

（表2）

人口区分	人口50万以上の市と東京都23区	人口5万以上50万未満の市	人口5万未満の市と町村
道府県民税（年額）	700円	700円	700円
市町村民税（年額）標準税率	2,500円	2,000円	1,500円
制限税率	3,200円	2,600円	2,000円

○均等割の税率

個人の住民税の均等割は、その市町村の人口に応じて、表2のように定められています。

※当町は、標準税率を採用してます。

※住所地の市町村以外に事務所などがある人は、住所地の市町村のほかに、事務所などがある市町村でもそれぞれの税率により均等割が課税されます。

くわしくは、税務課にお尋ねください。（内線32・33）

住民税の種類

	〔市町村税〕		〔道府県税〕
普通税	○市（区）町村民税	市（特別区）町村の住民が納める税金	道府県民税
	○固定資産税	土地や家屋などの所有者が納める税金	事業税
	○軽自動車税	バイク、軽自動車などの所有者が納める税金	不動産取得税
	○市(区)町村たばこ消費税	たばこの喫煙者が負担する税金	道府県たばこ消費税
	○電気税	電気の消費者が負担する税金	娯楽施設利用税
	ガス税	都市ガスの消費者が負担する税金	料理飲食等消費税
	○鉱産税	石炭、石油などの鉱物の掘採業者が納める税金	自動車税
	木材引取税	木材の引取者が納める税金	鉱区税
	○特別土地保有税	一定面積以上の土地の所有者や取得者が納める税金	狩猟者登録税
	市町村法定外普通税	市町村が自治大臣の許可を受けて独自に設ける税金	固定資産税（特例）
			道府県法定外普通税
目的税	入湯税	鉱泉浴場の入湯客が負担する税金	
	事業所税	事務所、事業所において事業を行う者や事業所用家屋の建築主が納める税金	自動車取得税
	都市計画税	土地や家屋の所有者が都市計画事業を行っている市町村に納める税金	軽油引取税
	水利地益税	水利事業などで特に利益を受ける土地や家屋の所有者が納める税金	入猟税
	共同施設税	共同作業場などにより特に利益を受ける者が納める税金	水利地益税
	宅地開発税	宅地開発を行う者が納める税金	
	○国民健康保険税	国民健康保険に加入している世帯が納める税金で、実質的には保険料	

（○印は横芝町に該当するもの）